

電子マニフェストシステム利用代表者の行う事務手続き等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「センター」という。）が運営する電子マニフェストシステムの利用代表者の責務、業務及びその事務手続きに関する留意点について定めるものである。

(定義)

第2条 この細則において用いられる用語の意味は、当該各項に定めるところによる。

- 2 「加入者」とは、「電子マニフェストシステム加入規約」（以下「加入規約」という。）第4条に定める加入者をいう。
- 3 「団体加入者」とは、加入規約第6条の2に定めるところにより団体加入した加入者をいう。
- 4 「利用代表者」とは、加入規約第6条の2に定めるところにより、団体加入者により指定された利用代表者をいう。
- 5 「JWNET ポータル」とは、加入者、団体加入者、利用代表者、支払代行者、EDI事業者ごとに作成された JWNET 機能選択画面をいう。
- 6 「JWNET ポータル申込画面」とは、JWNET ポータルから選択された個別の入力画面をいう。

(利用代表者の責務)

第3条 利用代表者は、団体加入者の指定を受け、次に掲げる業務を適正に行わなければならない。

- (1) 団体加入をしようとする者の加入、団体加入者情報の変更及び団体加入の取消しに係る手続きの支援（団体加入をしようとする者又は団体加入者の意思に基づいて JWNET ポータル申込画面から手続きを代行すること等）をすること。
 - (2) センターからの請求に基づき、団体加入者に係る利用料金（団体加入を取り消された加入者が取消日の翌月末までの期間において利用継続手続きをした場合、その月の使用料を含む。）を支払うこと。
 - (3) センターから加入者に送られる各種通知類を団体加入者に伝達すること。
- 2 利用代表者は、団体加入者の数が20未満となったとき、又はそのおそれがあるときは、速やかにセンターに報告し、その指示に従わなければならない。

(利用代表者の登録)

第4条 加入規約第6条の2の規定に基づき、利用代表者の指定を受けようとする者は、あらかじめセンターに利用代表者の登録をしなければならない。

- 2 利用代表者の登録をしようとする者は、事前にセンターの Web サイト上の「利用代表者登録申込みフォーム」に必要な事項を入力し「別紙」の確認事項を遵守の上、センターに登録の申出をするものとする。
- 3 利用代表者の登録は、センターから、利用代表者番号、パスワード、利用方法等を記載した利用代表者登録証の交付を受けたときに完了する。

(団体加入に係る手続き)

第 5 条 利用代表者は、加入規約第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき、団体加入をしようとする者から利用代表者の指定を受けたときは、JWNET ポータル申込画面からセンターに加入申込みをすることができる。

- 2 利用代表者が前項の申込みをするときは、団体加入をしようとする者に、加入規約に定められた加入者の義務や運営とあわせて、利用代表者の役割、申込み手続き、料金支払方法、加入者情報の取扱い及び団体加入の取消手続きについて説明し、承諾を得なければならない。
- 3 利用代表者は、センターから加入手続きの完了の通知を受けたときは、加入区分、加入者番号、パスワード、加入契約成立日、利用機能区分、料金区分などを記載した加入証その他の書類を JWNET ポータル画面から取得し団体加入者に送付、もしくは団体加入者に自ら取得させなければならない。

(団体加入の取消し)

第 6 条 利用代表者は、団体加入者から、加入規約第 6 条の 4 の規定に基づき、団体加入の取消しの申出があったときは、団体加入者に解約及び料金区分の変更又は新たな利用代表者を指定して電子マニフェストの利用を継続する手続きについて説明し、速やかに JWNET ポータル申込画面から、センターに申し出なければならない。

- 2 利用代表者は、団体加入者が廃業する等の理由により団体加入者取消しの意思が確認できない場合には、団体加入者の申出によらず、JWNET ポータル申込画面から団体加入の取消手続きをすることができる。
- 3 利用代表者は、センターから、団体加入取消しの通知を受けたときは、速やかに当該団体加入者に知らせなければならない。

(団体加入者の情報変更)

第 7 条 利用代表者は、団体加入者から、加入規約第 8 条の規定に基づき、加入者情報変更の申出の依頼があったときは、速やかに JWNET ポータル申込画面からセンターに申し出なければならない。

- 2 利用代表者は、センターから、加入者情報の変更結果の通知を受けたときは、速やかに当該団体加入者に知らせなければならない。

(利用代表者の情報変更)

第 8 条 利用代表者は、住所、連絡先その他登録された利用代表者情報を変更しようとするときは、変更希望日の前月の 20 日までに JWNET ポータル申込画面から、センターに申し出なければならない。

(利用代表者の登録取消し)

第 9 条 利用代表者が、利用代表者の登録を取り消すときは、取消時点をもって当該団体のすべての加入者は団体加入が取り消されたものとみなす。

- 2 前項の団体加入の取消しについて、利用代表者は事前に団体加入者へ通知しなければならない。
- 3 第 1 項の登録を取り消す場合、取消希望日の 1 ヶ月前までに、センターの Web サイト上の「利用代表者登録取消フォーム」よりセンターに申し出なければならない。
- 4 第 1 項の登録を取り消す場合、利用代表者は登録取消時点で発生しているセンターへの一切の債務を一括して履行しなければならない。

(利用代表者の登録解除)

第 10 条 利用代表者が次のいずれかに該当するときは、センターは利用代表者に事前に告知することなく登録を解除又は一時停止することができる。

- (1)登録申込時に虚偽の申告をした場合
- (2)取り扱う加入者情報を不正に使用、又は情報の改ざんを行った場合
- (3)利用料金やその他債務の履行を遅延し、又は支払を拒否した場合
- (4)破産の申立てがあった場合
- (5)利用代行者の指定した支払口座（振替口座）の利用が停止された場合
- (6)本細則に違反した場合
- (7)センターの名誉を著しく傷つけた場合
- (8)その他センターが利用代表者として不相当と判断した場合

- 2 前項の場合、利用代表者は、当該時点で発生しているセンターへの一切の債務を一括して履行しなければならない。
- 3 第 1 項により利用代表者の登録が解除された場合、取消時点をもって当該団体のすべての加入者は団体加入が取り消されたものとみなす。
- 4 第 1 項各号によりセンターが損害を被った場合、センターは、利用代表者に被った損害の賠償を請求できるものとする。

(利用代表者番号及びパスワードの管理責任)

第 11 条 利用代表者は、センターが交付する利用代表者番号及びパスワードの使用、並び

管理について一切の責任を負わなければならない。

- 2 利用代表者の利用代表者番号及びパスワードが、他の第三者に使用されたことによる損害について、センターは故意又は過失の有無にかかわらず一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用代表者は、パスワードが不明のときは、センターに申し出てセンターの指示に従わなければならない。

(設備)

第 12 条 利用代表者は、電子マニフェストシステムの利用に際し、通信回線、機器・設備その他必要なものを利用代表者の負担において準備するものとし、また、電子マニフェストシステムの運用に支障をきたさないようにこれらの機器等を正常に稼働するよう維持・管理するものとする。

(秘密の保持)

第 13 条 利用代表者は、業務を通じて知り得た情報を、当事者の同意を得ないで第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(調査の受入)

第 14 条 利用代表者は、センターが業務運用について調査するときは、これを受け入れ、誠意をもって協力しなければならない。

(管轄裁判所)

第 15 条 利用代表者とセンターとの間で、本細則に関して訴訟の必要が生じた場合、センターの所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とするものとする。

附則 本細則は、平成 27 年 5 月 31 日から適用する。

附則 (削除：令和 4 年 4 月 1 日から適用)

附則 本細則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則 本細則は、令和 3 年 11 月 1 日から適用する。

附則 本細則は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別紙

電子マニフェストシステム・利用代表者の申込みについて（確認事項）

「電子マニフェストシステムの利用代表者の行う事務手続き等に関する細則」について理解し、同細則に基づいて、団体加入を希望する排出事業者に対し、下記の事項について説明し理解を得ます。

(1) 利用代表者の役割について

- ・電子マニフェストシステム利用における料金体系、及び利用代表者の役割を伝えること。
- ・団体加入者の加入、情報の変更、団体取消時のセンターへの申込手続きは、必ず団体加入者の承諾を得た上で、利用代表者が団体加入者に代わって行うこと。ただし、団体加入者の加入者情報の変更は、団体加入者が自ら行うことを妨げない。
- ・センターから加入者への各種通知、連絡は、利用代表者が代表して受け取り、加入者に伝えること。
- ・団体加入者の登録情報等を取り扱うことから、秘密保持についての承諾を加入者から得ること。
- ・団体加入者と利用代表者との委任契約等の解除又は終了時において、電子マニフェストシステムの解約又は団体取消の手続きをすることについての承諾を加入者から得ること。

(2) 利用料金の請求及び支払いについて

- ・団体加入者に係る利用料金は、利用代表者が支払うこと。

以上